

## 社会保険労務士が答える 企業の労務管理

吉村庸輔

### 今こそ、社員に求められ る姿の再定義と共有を！ (その②)



20

3人のレンガ職人と旅  
人の話をご存知でしょうか？

ある建設現場で、旅人が  
3人の職人に順番に  
何をしているのです  
か？」と尋ねました。一人  
目は「レンガを積んで  
いるんでさあ」、2人目  
は「時給〇ドルで働いて  
いるんでさあ」、3人目  
が自信に満ちた表情で  
「大聖堂を建てているん  
でさあ」と答えたという  
話です。

どんな組織でも、その  
組織が活動するための、  
目的や、目指すべき姿が  
あり、そのためには集  
まって活動しているので  
すから、組織全員がこれ  
らを共有し、誰に聞かれ  
るか考えることが、中

ても自信に満ちた表情で  
「組織の目的や目指すべき姿」を答えられるよう  
になることが理想です。

この組織の目的や目指  
すべき姿に加え、組織メン  
バーが共有すべき「価  
値観（又は行動指針とな  
るようなもの）」につい  
ては、組織を取り巻く外  
部環境の移り変わりによ  
つて、又組織の構成員や  
所有する資産等の内部環  
境の変化によって見直し  
ていく必要があり、主と  
して経営幹部がこれを担  
わなければなりません。

そして、決定されたこれ  
らの組織のビジョンは、  
経営幹部が責任を持つて  
末端まで伝えていく必要  
があることは当然ですが、  
それだけで、3人目のレ

ンガ職人を増やすことは  
できるのでしょうか？

先日、ある会社で社員  
にアンケートをとった際、  
会社の方針や考え方がよ  
く理解できないと回答し  
た社員が2年前のアンケ  
ートに比べて増えてしま  
いました。前回のアンケ  
ートを踏まえて変えなけ  
りました。

「問い合わせ、考えてもら  
う」とこととしました。  
日産自動車のカルロス・ゴーン会長は、著  
書の「ゴーン道場」の中  
で、「中間管理職の役割は、単に上からの  
メッセージを下に伝え  
ることではありません。  
ただ伝えるだけなら録  
音機があれば済みます  
よ。間に立つことでそ  
のメッセージを豊かに  
する。それが彼らが生み  
出す付加価値です」と述  
べていますが、経営幹部  
の方針や考え方を、中間管  
理職が自分達のこととし  
て受け入れた上で、自分  
達の言葉に噛み砕き、ど  
のように部下に伝えれば  
理解されやすい言葉にな  
るのか考えることが、中

に集まり、会社の課題を  
議論する「場」を設けて  
います。会社の方針や考  
え方の変化を現場が理解  
できていないとすれば、  
現場管理者自身の役割が  
果たせていないというこ  
とになりますので、この  
問題を共通テーマとして  
「問い合わせ、考えてもら  
う」とこととしました。



に集まり、会社の課題を  
議論する「場」を設けて  
います。会社の方針や考  
え方の変化を現場が理解  
できていないとすれば、  
現場管理者自身の役割が  
果たせていないというこ  
とになりますので、この  
問題を共通テーマとして  
「問い合わせ、考えてもら  
う」とこととしました。  
日産自動車のカルロス・ゴーン会長は、著  
書の「ゴーン道場」の中  
で、「中間管理職の役割は、単に上からの  
メッセージを下に伝え  
ることではありません。  
ただ伝えるだけなら録  
音機があれば済みます  
よ。間に立つことでそ  
のメッセージを豊かに  
する。それが彼らが生み  
出す付加価値です」と述  
べていますが、経営幹部  
の方針や考え方を、中間管  
理職が自分達のこととし  
て受け入れた上で、自分  
達の言葉に噛み砕き、ど  
のように部下に伝えれば  
理解されやすい言葉にな  
るのか考えることが、中

間管理職の指導育成力の  
形成に不可欠です。  
たつた一人で考えるの  
ではなく、複数のメンバ  
ーによる多面的な視点で  
の議論が、言葉に幅と組  
織としてのつながりを付  
け、上司の録音機では  
なく、自らが考え方判断し、  
行動するリーダーであり、  
そのリーダーが互いにつ  
ながりあつてチームにな  
っていることを部下に示  
すことでの視野も広がり、会社組織として  
の結束を固めることにな  
ります。

経営幹部の問い合わせに  
より、「考える個人」を作  
ることと同時に、「考  
える集団」作りの「場」  
を設けることが、求めら  
れる姿の再定義と共有の  
第一歩だと思います。

(アームス経営工房・吉  
村社会保険労務士事務所  
所長・中小企業診断士・  
特定社会保険労務士、ホ  
ワイト企業推進社会保険  
労務士協議会会員)